

答申第18号
平成18年 3月24日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会
会長 佐藤 宏

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年 8月18日付教学教第146号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第19号 「職員処分に係る文書一式（免職，停職，減給の処分のもので教育委員会の件）」の公文書一部開示決定に対する異議申立て

(別紙)

答 申
(諮問第19号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会(以下「実施機関」という。)の行った一部開示決定に係る非開示部分のうち、別表の記載部分を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の記載部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人(以下「申立人」という。)が仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。)に基づき、「職員処分に係る文書一式(免職停職減給の処分のもので市長部局、教育委員会ごとに各1件)」の開示を請求したのに対し、実施機関が起案文書「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について」、起案文書「解雇予告除外認定について」、解雇予告除外認定についての仙台市人事委員会からの通知文、起案文書「学校職員の処分について」及び記者発表資料「教育職員の懲戒処分について」を特定し、平成17年7月27日付で一部開示決定を行ったことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書(別添1-1参照)及び意見書(別添1-2参照)に記載のとおりであるが、本件異議申立てに係る公文書が開示されるべきとするその主な理由は、人格の優れている職員による教育を受ける権利利益及び被処分者の権利利益を比較考量する場合には、児童・生徒の教育を受ける権利の侵害性を考慮すべきであるので、児童、保護者、その他事件の関係者の氏名、年齢、職業、住所及び被処分者の氏名、住所を除き、開示されるべきであることに要約される。

4 実施機関の説明

実施機関が行った一部開示決定の理由についての説明は、理由説明書(別添2参照)に記載のとおりである。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立ての対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)について

本件対象公文書は、以下の3つから構成されている。

ア 起案文書「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について」

仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会(以下「委員会」という。)は、職員の懲戒処分を行うにあたってその公正を期するため開催されるものであり、当該文書は、委員会に案件を付議

するために、委員会の庶務を担当する仙台市教育委員会教育局学校教育部教職員課（以下「教職員課」という。）が作成した起案文書である。

当該文書は、「原議」、「委員会審議資料」、委員会の審議にあたって当該職員の処分該当行為の内容を明らかにするための関係資料（事故報告書及び顛末書）から構成されている。

事故報告書は、委員会に付議された職員の所属する学校の校長が作成し、当該職員の情報や普段の勤務状況等のほか、処分該当行為の発生した経過等について記載されている。

顛末書は、付議された職員本人が作成し、当該行為の顛末、本人の反省等が記載されている。

イ 起案文書「解雇予告除外認定について」

職員を懲戒免職処分にする場合は、処分と同時に解雇の効力も発生させるよう、解雇につき労働者の責に帰すべき事由が存在することについて人事委員会の認定を受けることとしており、当該文書は教職員課が作成した当該認定申請に係る起案文書である。

ウ 起案文書「学校職員の処分について」

当該文書は、委員会からの答申を受けて実施機関が懲戒処分を発令するため、教職員課が作成した起案文書であり、「原議」、「懲戒処分書案」及び「懲戒処分事由説明書案」から構成されている。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある形で、個人に関する情報が記録されている公文書については、同号ただし書イ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合を除き、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 本件対象公文書に記載されている情報のうち、実施機関が同号の特定の個人が識別され得る情報として非開示にしたものは、委員会に付議された職員又は被処分者（以下「被処分者等」という。）の氏名、被処分者等の勤務学校名及び当該学校の校長、教頭及び教諭の氏名、児童、保護者その他の事件関係者の氏名等勤務学校名が特定され得る情報、被処分者等の性別、年齢、生年月日、住所、採用年月日、経歴、免許状の種類、家族構成等被処分者等の固有の情報、児童、保護者その他事件関係者の氏名、性別、年齢、職業及び住所であるので、以下これらについて検討する。

ウ 被処分者等の氏名については、特定の個人が識別されるので、条例第7条第2号に該当すると認められる。

エ 被処分者等の勤務学校名及び当該学校の校長、教頭及び教諭の氏名、児童、保護者その他の事件関係者の氏名等勤務学校名が特定され得る情報については、勤務学校名が特定されることにより直ちに特定の個人を識別することはできないが、本件対象公文書に記載されている事件

の概要と、既に公開されている事件の発生日等の情報と組み合わせることで、被処分者等個人が識別され得るので、条例第7条第2号に該当すると認められる。

ただし、個人に関する情報が記録されている公文書に該当するとして非開示としたもののうち起案文書「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について」中の新聞社名、事件関係者の団体名及び肩書き並びに被処分者等の上司の職名については開示されても勤務学校名が特定され得る情報とはいえ、開示すべきである。

オ 被処分者等の生年月日、住所、採用年月日、経歴、免許状の種類、家族構成等被処分者等の固有の情報については、それぞれの情報単体では個人を特定することはできないものの、それらの情報を組み合わせ、又は既に公開されている他の情報と組み合わせ参照することにより、被処分者等個人を識別され得るので、条例第7条第2号に該当すると認められる。

ただし、個人に関する情報が記録されている公文書に該当するとして非開示としたもののうち起案文書「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について」中の被処分者等の性別、年齢、職名及び店舗名については開示されても個人が特定され得る情報とはいえ、開示すべきである。

カ 児童、保護者その他事件関係者の氏名については、特定の個人が識別され、また、職業及び住所については、職員個人に関する情報であり、それぞれの情報単体では個人を特定することはできないものの、それらの情報を組み合わせ、又は既に公開されている他の情報と組み合わせ参照することにより、被処分者等個人を識別され得るので、条例第7条第2号に該当すると認められる。

ただし、個人に関する情報が記録されている公文書に該当するとして非開示としたもののうち起案文書「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について」中の保護者その他事件関係者の性別及び年齢については開示されても個人が特定され得る情報とはいえ、開示すべきである。

キ 本件対象公文書に記載されている情報のうち、実施機関が同号の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として非開示にしたものは、顛末書における被処分者等本人の反省及び私的生活の状況等を記載した部分であるが、これらは個人の人格や私生活と密接に関わるものであり、氏名等特定の個人が識別される部分を除いたとしても、これらを公にすることにより、被処分者等本人の率直な心情や処分該当行為の詳細な経緯など、被処分者等本人が人に知られたくないと通常考える情報が記載されており、なお個人の権利利益を害するおそれがある。したがって、条例第7条第2号に該当すると認められる。

ク 条例第7条第2号の規定はただし書イ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしている。

これに関連して異議申立人は、職員の非違行為について、「個人識別情報であることを理

由にして公表しないことが、教育に対する信頼の回復を妨げることになる場合、または教育に対する信頼の回復を遅らせる場合には、個人識別情報であっても、学校の健全経営を推進し、学校教育に対する信頼の回復のために、個人識別情報を公表すべきである。」と主張している。

しかしながら、職員の非違行為に係る情報は、法令等又は慣行により現在又は将来何人でも入手することができる情報とはいえず、ただし書イでいう公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。さらに、人の生命、財産等を保護するため公にする必要もなく、ただし書ロにいう情報にも該当しない。また、事業の実施における公務員としての職務遂行に係る情報ともいえず、ただし書ハに規定する情報には該当しない。

ケ したがって、当該情報は、上記エからカにおける開示すべき部分を除き、条例第7条第2号本文に該当し、非開示とすべき情報である。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

ア 条例第7条第6号は、公にすることにより、市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を非開示とする旨を定めたものである。

イ 本件対象公文書に記載されている情報のうち、実施機関が同号に該当するとして非開示としたのは、被処分者等の作成した顛末書の部分であるので、以下これについて検討する。

ウ 被処分者等の作成した顛末書は、実施機関の求めに応じ、事件の顛末、本人の反省等について記載したものであり、その内容は本人の権利利益に直接関わるものである。このような内容の顛末書を事後に開示することとすれば、将来の同種の顛末書作成において、被処分者は公にされることを憂慮し詳細な供述を行わなくなるおそれがある。そうすると実施機関が懲戒処分を行うために必要な正確かつ詳細な事実の把握が困難となることから、今後の懲戒処分に関する円滑な事務の執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当すると認められる。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別表

	非開示とすることが妥当でない部分
平成15年11月25日付起案文書「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について(伺)」中の小学校 教諭の掲示板を利用した保護者などへの誹謗中傷事件に関する資料	「事故者氏名等」欄中の年齢の部分
同様式1 職員の事故について(報告)	「事故者名及び現住所」欄中の性別及び年齢の部分
同様式2(3枚中の3枚目) 処理の概要	平成15年9月3日の記述中本文9文字目から12文字目まで
平成15年12月16日付起案文書「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について(伺)」中の小学校教諭 の職務専念義務違反等並びに掲示板を利用した保護者等への誹謗中傷事件に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目「事故者氏名等」欄中の年齢の部分 ・ 1枚目28行目の10文字目から16文字目まで及び25文字目から27文字目まで ・ 2枚目27行目, 28行目及び30行目の肩書きの部分 ・ 3枚目7行目の4文字目から7文字目まで及び後ろから3文字目から6文字目まで ・ 3枚目8行目の後ろから23文字目から26文字目まで及び後ろから28文字目から30文字目まで ・ 3枚目9行目の8文字目から10文字目まで及び33文字目から34文字目まで ・ 3枚目11行目の肩書きの部分 ・ 3枚目19行目及び20行目の職名の部分
平成14年11月28日付起案文書「第69回仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について(伺)」中の職員賞罰審査委員会審議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事故者氏名」欄中の職名及び年齢の部分 ・ 「事故の概要」欄中の店舗名の部分
同 教職員の事故について(報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事故者名及び現住所」欄中の年齢の部分 ・ 「事故の概要」欄中の店舗名の部分

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 1 9 号)

年 月 日	内 容
平成 17 . 9 . 18	・ 諮 問 を 受 け た
17 . 9 . 12	・ 実 施 機 関 (教 育 局 学 校 教 育 部 教 職 員 課) か ら 理 由 説 明 書 を 受 理 し た
17 . 9 . 30	・ 異 議 申 立 人 か ら 意 見 書 を 受 理 し た
17 . 10 . 5 (平 成 17 年 度 第 3 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た
17 . 11 . 30 (平 成 17 年 度 第 4 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た
17 . 12 . 22 (平 成 17 年 度 第 5 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た
18 . 2 . 22 (平 成 17 年 度 第 6 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た